

イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年11月18日 15消安第2936号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第41のイスラエル産のトライアンフ種のかきの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成15年11月18日農林水産省告示第1883号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 （同旨の規定は3に移動した。）	イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第41のイスラエル産のトライアンフ種のかきの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成15年11月18日農林水産省告示第1883号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 <u>1 検査及び消毒の確認</u> <u>（1）低温処理施設において消毒が行われる場合</u> <u>ア 消毒実施の確認</u> 告示6の（2）のアの消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 <u>（ア）生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。</u> <u>（イ）（ア）の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下であることを確認すること。</u> <u>（ウ）消毒開始直前及び終了後に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。</u> <u>イ 輸出検査の確認</u> 告示6の（1）の検査の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。 <u>（ア）生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほかカイガラムシ類がないことを確認すること。</u> <u>（イ）（ア）の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。</u> <u>（2）低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われ</u>

る場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検査有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

ただし、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号 農蚕園芸局長通達)及び「イスラエル産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成10年12月10日付け10農産第8560号農産園芸局長通達)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。

(イ) イスラエル植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ等検査有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の中心部の温度が摂氏0度となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所(通常の大サイズの船室複数により構成されている船室(以下「複数デッキ」という。)にあつては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

(エ) 低温処理コンテナにあつては、イスラエル植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

(オ) イスラエル植物防疫機関が記録した告示6の(2)のイ

1 消毒施設

(1) 告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件のすべてに適合しているものとされている。

ア～ウ (略)

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次のすべての条件に適合しているものとされている。

ア～エ (略)

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされている。

ア～オ (略)

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫官により指定された低

の輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(イ) イスラエル植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該船舶又は低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(ウ) 当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下であったことを確認すること。

(エ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イスラエル植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、低温処理施設において輸出検査がなされたこと、告示5の消毒が開始されたこと及び当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に、それぞれ確認したこと、確認年月日及び当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。

2 消毒施設

(1) 告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件のすべてに適合しているものとする。

ア～ウ (略)

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次のすべての条件に適合しているものとする。

ア～エ (略)

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。

ア～オ (略)

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫官により指定された低

温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
ア・イ（略）
- (2) 植物防疫官は、告示5の低温処理船舶及び低温処理コンテナについては、1の条件に適合するものであることを確認するため、毎年1回以上イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0度又は摂氏1.1度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

- (イ) (ア)の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であることを確認すること。

- (ウ) 消毒開始直前及び終了後に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほかカイガラムシ類がないことを確認すること。

- (イ) (ア)の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないもの

温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

3 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、2の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
ア・イ（略）
- (2) 植物防疫官は、告示5の低温処理船舶及び低温処理コンテナについては、2の条件に適合するものであることを確認するため、毎年1回以上イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

とする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

ただし、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号 農蚕園芸局長通達)及び「イスラエル産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成10年12月10日付け10農産第8560号農産園芸局長通達)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。

(イ) イスラエル植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の中心部の温度が摂氏0度又は摂氏1.1度となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所(通常の大きさの船室複数により構成されている船室(以下「複数デッキ」という。)にあつては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

(エ) 低温処理コンテナにあつては、イスラエル植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・

番号が記載されていることを確認すること。

(オ)イスラエル植物防疫機関が記録した告示6の(2)のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(イ)イスラエル植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該船舶又は低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(ウ)当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であったことを確認すること。

(エ)輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イスラエル植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

(3)植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)のアにより消毒が完全に行われたこと及び(1)のイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。ただし、航空機へ積込むときの措置は、(2)又は(3)に限るものとされている。

(1)～(3)(略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとされている。

輸出植物検疫終了の表示

(略)

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。ただし、航空機へ積込むときの措置は、(2)又は(3)に限るものとする。

(1)～(3)(略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとする。

輸出植物検疫終了の表示

(略)

仕向地の表示

(略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

仕向地の表示

(略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)